

# 役員研修会 ～温暖化対策課との意見交換～

- 日時：平成 24 年 7 月 24 日（火）15:00～17:00
- 場所：滋賀県南部環境事務所
- 参加者：会員 22 名、行政名 8 名 計 30 名

今年度より事業者行動計画書制度がスタートしました。

重油換算で年間 1500 キロリットル以上使用の事業所は、毎年 7 月末までに（初年度の今年度は 9 月末迄）計画書の提出義務があります。また、1500 キロリットル以下の事業所も任意提出ができることになっており、計画・および報告については、滋賀県の HP にて掲載されることになっています。この条例は、経済の発展と低炭素社会の両立を掲げており、省エネ製品等を生産することで、製品等が使用される段階において、二酸化炭素排出削減に貢献することを、積極的にアピールできるというのが大きな特徴です。滋賀県では、この制度の取りまとめを今年度末を目標に、全国に先駆けて取り組まれています。

湖南・甲賀環境協会は、この考え方に大いに賛同し、意見交換会等を重ねることで、企業の大小を問わず、参加しやすい制度になるように積極的に意見を提案しているところです。

現在滋賀県がとりまとめている中間とりまとめは↓からご覧いただけます。

<http://www.pref.shiga.jp/d/new-energy/koukennhyouka.html>

協会との意見交換の控えはこちらから→[こちら](#)



